

# ○秋田大学医学部規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 114 号)

**改正** 平成 27 年 10 月 9 日一部改正 平成 28 年 3 月 25 日一部改正  
平成 29 年 3 月 16 日一部改正 平成 30 年 3 月 15 日一部改正  
平成 30 年 10 月 12 日一部改正 平成 31 年 3 月 22 日一部改正  
令和 2 年 2 月 20 日一部改正 令和 2 年 3 月 23 日一部改正  
令和 2 年 10 月 23 日一部改正 令和 3 年 1 月 20 日一部改正  
令和 3 年 3 月 23 日一部改正 令和 3 年 7 月 15 日一部改正  
令和 4 年 3 月 24 日一部改正

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、秋田大学医学部(以下「本学部」という。)における教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本学部は、豊かな教養に支えられた人間性と高い倫理観、及び学問の進歩に対応しうる柔軟な適応能力と課題探求・問題解決能力を養い、医学・健康科学に対する十分な理解のもとに、人々の健康と医療・福祉に貢献できる国際的視野を備えた使命感にあふれる人材を育成することを目的とする。

2 各学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医学科は、豊かな感性と高い教養、医療に関する幅広い専門知識と高度な技術を身につけ、人間に対する深い理解と愛情を持ち、医学・医療の発展のために必要な意欲と能力を持つ人材を育成するとともに、国際的に高く評価される独創性の高い医学研究を推進し、特色ある研究拠点を形成することを目的とする。

(2) 保健学科は、豊かな感性、高い教養と倫理性、医療に関する幅広い専門知識と高度な技術を身につけ、国民の健康と医療・福祉に貢献できる医療技術者、並びに教育・研究の発展に寄与できる創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

(学科)

第 3 条 本学部に、医学科及び保健学科を置く。

## 第 2 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 4 条 本学部において履修すべき授業科目は、教養教育科目及び基礎教育科目(以下「教養基礎教育科目」という。)並びに専門教育科目とする。

(教育課程の編成)

第 5 条 教養基礎教育科目及び専門教育科目の履修基準は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

2 外国人留学生の教養教育科目の履修については、別に定める細則によることができる。  
(履修科目の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を学年の始めの指定する期日までに所定の様式により、医学部長に届け出なければならない。

(履修の要件)

第7条 医学科の履修の要件は、次のとおりとする。

(1) 1年次において、別表第1に定める教養基礎教育科目履修基準及び別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統一試験に合格しなければ、同表に定める2年次の専門教育科目を履修することができない。

(2) 2年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統一試験に合格しなければ、同表に定める3年次の専門教育科目を履修することができない。

(3) 3年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統一試験に合格しなければ、同表に定める4年次の専門教育科目を履修することができない。

(4) 4年次において、別表第2に定める臨床医学 III の科目、医療・社会・行動科学 I V の科目及び選択科目を修得し、かつ、統一試験、OSCE 及び CBT (以下この号において「統一試験等」という。)に合格しなければ、同表に定める臨床医学 IV の科目を履修することができない。また、臨床医学 IV の科目を修得しなければ、5年次の専門教育科目を履修することができない。ただし、統一試験等に合格した後に、休学等により留年となった場合は、臨床医学IVの未履修科目を修得すれば5年次専門教育科目の履修要件を満たすものとする。

(5) 5年次において、別表第2に定める臨床医学 V の科目を修得しなければ、臨床医学 VI を履修することができない。また、臨床医学 VI の科目を修得しなければ、6年次の専門教育科目を履修することができない。

(6) 6年次において、別表第2に定める臨床医学 VII の科目を修得しなければ、卒業試験(OSCEを含む)を受けることができない。

2 保健学科看護学専攻の履修の要件は、次のとおりとする。

(1) 1年次において、別表第1に定める教養基礎教育科目履修基準及び別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たさなければ、同表に定める2年次の専門教育科目を履修することができない。

(2) 2年次において、別表第1に定める教養基礎教育科目履修基準及び別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たさなければ、同表に定める3年次の専門教育科目を履修することができない。

(3) 3年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たさなければ、同表に定める4年次の専門教育科目を履修することができない。

- 3 保健学科理学療法学専攻の履修の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 2年次までに、別表第1に定める教養基礎教育科目履修基準及び別表第2に定める当該年次までの専門教育科目履修基準を満たさなければ、同表に定める3年次の専門教育科目を履修することができない。
  - (2) 3年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たさなければ、同表に定める当該年次の臨床実習及び4年次の臨床実習を履修することができない。
- 4 保健学科作業療法学専攻の履修の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 2年次までに、別表第1に定める教養基礎教育科目履修基準及び別表第2に定める当該年次までの専門教育科目履修基準を満たさなければ、同表に定める3年次の専門教育科目を履修することができない。
  - (2) 3年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たさなければ、同表に定める4年次の総合臨床実習を履修することができない。

(試験)

第8条 授業科目修了の認定は、試験による。

- 2 試験は、授業の終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期において行うことができる。
- 3 演習、実験、実習及び実技については、第1項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験の成績に代えることができる。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者又はできなかった者は、願い出の上、追試験を受けることができる。
- 5 その他試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績)

第9条 試験の成績は、S, A, B, C, Dの5種の評語をもって表わし、S, A, B, Cを合格とする。

### 第3章 補則

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会又は教育研究カウンスルが定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、第4条に定める別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年度以降に医学部に編入学、転入学又は再入学する者への改正後の規定の適用の有無については、医学部教授会の議を経て、医学部長が決定する。

- 4 前項により改正後の規定の適用を受けないと決定された者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学者については、第 4 条に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前の入学者については、第 4 条に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 12 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前の入学者については、第 4 条に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前の入学者については、第 5 条に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 11 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 23 年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学科の平成 25 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとし、保健学科の平成 25 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学科の平成 26 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 並びに第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

#### 附 則(平成 27 年 10 月 9 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 保健学科の平成 27 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとする。

#### 附 則(平成 28 年 3 月 25 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学科の平成 27 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 並びに第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

#### 附 則(平成 29 年 3 月 16 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学科の平成 28 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず従前の例によることができるものとし、保健学科の平成 28 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則(平成 30 年 3 月 15 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学科の平成 29 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず従前の例によることができるものとし、保健学科の平成 28 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則(平成 30 年 10 月 12 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 保健学科の平成 30 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学科の平成 30 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず従前の例によることができるものとし、保健学科の平成 30 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則(令和 2 年 2 月 20 日一部改正)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 保健学科の平成 30 年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日一部改正)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学科の令和元年度以前の入学者にあつては、第 5 条第 1 項に定める別表第 1 及び別表第 2 にかかわらず、従前の例によることができるものとする。

附 則(令和 2 年 10 月 23 日一部改正)

- 1 この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この規程の施行日において4年次である者から適用するものとする。

附 則(令和3年1月20日一部改正)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 保健学科の平成30年度以前の入学者にあつては、第5条第1項に定める別表第2にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則(令和3年3月23日一部改正)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 医学科の令和2年度以前の入学者にあつては、第5条第1項に定める別表第1及び別表第2にかかわらず、従前の例によることができるものとする。

附 則(令和3年7月15日一部改正)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 保健学科の令和3年度以前の入学者にあつては、第5条第1項に定める別表第1及び別表第2にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則(令和4年3月24日一部改正)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 医学科の令和3年度以前の入学者にあつては、第5条第1項に定める別表第1及び別表第2にかかわらず、従前の例によることができるものとする。

(医学科)

別表第1

[別紙参照]

別表第2

[別紙参照]

(保健学科)

別表第1

[別紙参照]

別表第2

[別紙参照]